

テニスコート・弓道場整備用地(呉昭和高校跡地グラウンド等)の使用に関する
取扱要綱

呉市スポーツ振興課

(趣旨)

第1条 この要綱は、テニスコート・弓道場を整備する用地である呉昭和高校跡地のグラウンド及びテニスコート（以下「グラウンド等」という。）について、当該整備工事等に着手するまでの間、その用途又は目的を妨げない限度において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき使用許可をするに当たり、行政財産使用料条例（昭和39年3月31日呉市条例第28号）、呉市公有財産規則（昭和39年10月6日呉市規則第54号）及び公有財産管理事務の手引きに定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の範囲)

第2条 グラウンド等は、体育・スポーツ・レクリエーション及び健康で文化的な行事のための使用を優先するものとし、次の表の左欄に掲げるグラウンド等の区分に応じ、それぞれの同表の右欄に掲げる用途に使用する場合に使用を許可するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

グラウンド等の区分	使用可能な用途
グラウンド	ソフトボール(ゴム)、軟式野球、グラウンドゴルフ サッカー等
テニスコート A, B, C, D, E(5面)	硬式テニス、ソフトテニス等

(使用期間及び時間)

第3条 グラウンド等を使用できる期間及び時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これらを変更することができる。

- (1) 使用期間 1月4日から12月28日まで
- (2) 使用時間 午前8時30分から午後7時まで

(使用手続)

第4条 グラウンド等を使用しようとする者は、行政財産使用許可申請書を市長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 前項の規定による許可申請は、使用しようとする日の属する月の前月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の使用許可をしたときは、行政財産使用許可書を申請者に交付するものとする。
- 4 グラウンド等の使用許可を得た者（以下「使用者」という。）は、グラウンド等の使用について市長の指示に従わなければならない。

(使用料)

第5条 使用料は、行政財産使用料条例及び呉市公有財産規則並びに公有財産管理事務の手引きに定めるところによる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号に該当するときは、グラウンド等の使用を許可しない。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用をしようとするとき。
- (2) 当該使用により、附帯設備等を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用をする場合であって、これに対する対策が十分でなく、他の使用者や市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
- (4) 営利を主たる目的で使用するおそれがあると認めるとき。
- (5) 申請書の記載事項に虚偽があると認められるとき。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (7) その他グラウンド等の管理上支障があると認められるとき。

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、グラウンド等の使用を終了したとき又はその使用を中止したときは、グラウンド等及び備付けの器具・物品を原状に回復しなければならない。

(賠償責任)

第8条 使用者は、当該使用によりグラウンド等を滅失し、又は損傷したときは、不可抗力による場合を除くほか、その損害を賠償しなければならない。

(事故等の責任)

第9条 グラウンド等の管理に^{かし}瑕疵がある場合を除き、当該使用中に生じた事故等の責任は、全て使用者が負わなければならない。

2 使用者は、グラウンド等の使用に当たり、スポーツ安全保険その他の傷害保険及び賠償責任保険に加入するよう努めなければならない。

(担当部署)

第10条 グラウンド等の管理及び使用許可に関わる事務は、スポーツ振興課が行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、グラウンド等の使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年7月9日から施行する。
- 2 この要綱は、呉市がテニスコート及び弓道場を整備するために、呉昭和高校跡地が必要になったときに、その効力を失う。